

静岡県立大学 防災マニュアル

2024.12.24 改訂版

☆ 災害が発生したら…防災センター（草薙）又は警備員室（小鹿）※24時間対応

Tel 【草薙キャンパス】（内線）5110 （外線）054-264-5110

Tel 【小鹿キャンパス】（内線）2623 （外線）054-202-2623

☆ 火災が発生したら…消防署（119）

★静岡県内で震度5強以上を観測した場合、又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度6弱以上の地震を観測した場合は、安否情報システムで安否情報の報告を行うこと！

下記 URL 又は QR コードよりアクセスする。

<http://anpi.shizuoka.jp/>



◆幹部教職員は、防災マニュアルを自分のデスク内に必ず保管すること。

防災マニュアルは、本学ホームページにも掲載

URL : <https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/support/disaster-prevention/>

◆防災マニュアルは、有事に備え次の場所にも保管する。

第3会議室（はばたき棟3階）、総務室（はばたき棟2階）、守衛室（はばたき棟1階）、
防災センター（はばたき棟地下1階）

◎危機事案に係る情報収集先一覧

発信元	URL	QR コード
気象庁 HP	https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html	
静岡県危機管理部 HP	https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/index.html	
静岡市危機管理局 HP	https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s006453.html	
静岡市防災情報 ポータル	https://portal.bosai.city.shizuoka.jp/	
NHK 防災 HP	https://www.nhk.or.jp/bousai/	
 静岡県総合防災アプリ 静岡県防災	https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/bosaijoho/bosaiapli/index.html	 iPhone iPad  Android chrome-book

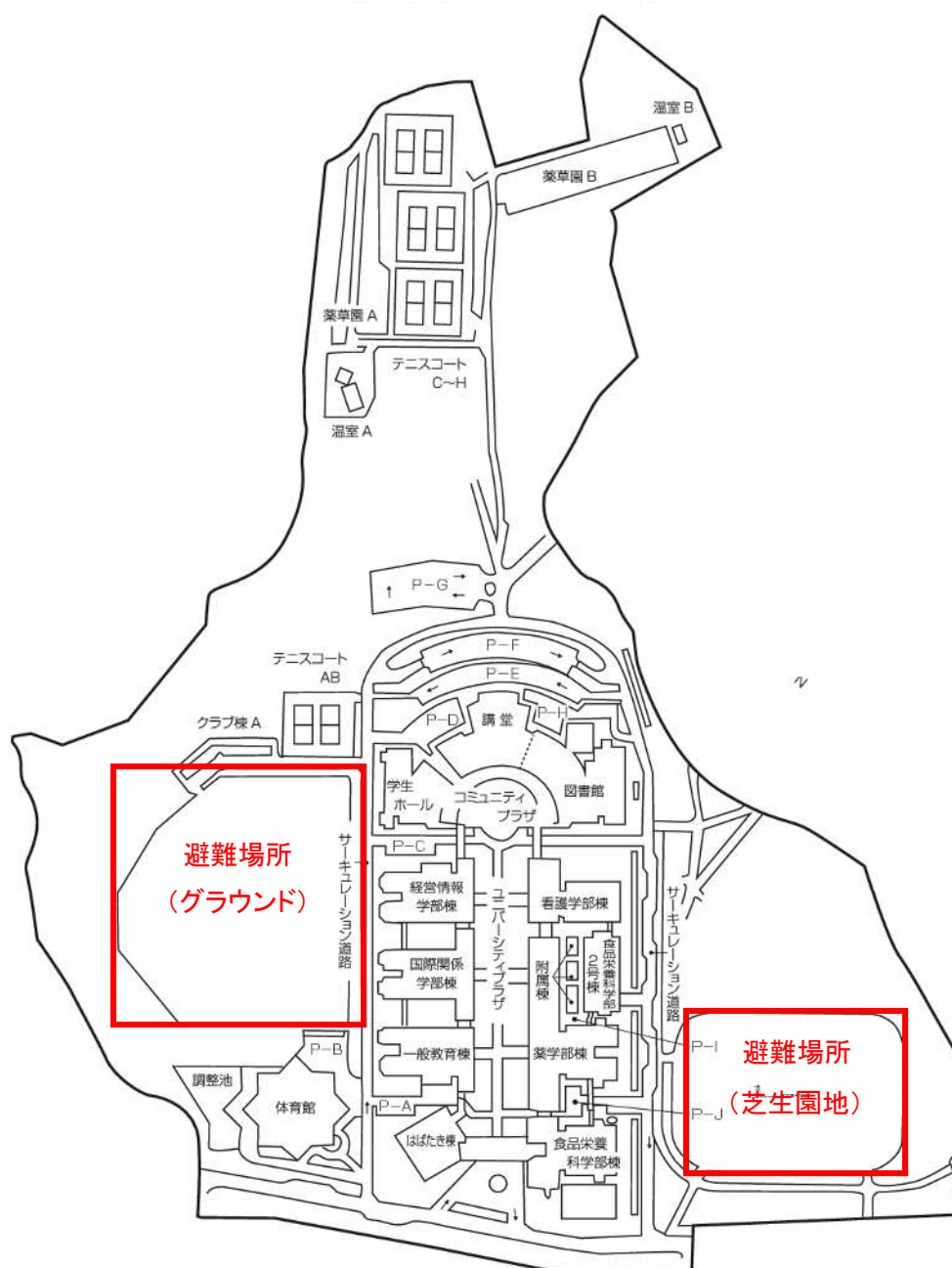
※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

目 次

1	静岡県立大学（草薙キャンパス）の避難場所一覧図	1 P
2	静岡県立大学（小鹿キャンパス）の避難場所一覧図	3 P
3	災害時の緊急連絡先	4 P
4	安否情報システムの使い方	5 P
5	地震発生時の基本行動 10 カ条	6 P
6	地震対策（南海トラフ地震臨時情報発表から発災まで）	7 P
6-2	休講基準及び運用	10 P
6-3	J アラート作動時（弾道ミサイル発射時）の大学内における行動	11 P
7	地震発生時の初動態勢（勤務時間内）	12 P
8	地震発生時の初動態勢（勤務時間外）	14 P
9	災害対策本部	16 P
10	学内備蓄状況（草薙キャンパス）	21 P
11	学内備蓄状況（小鹿キャンパス）	22 P
12	静岡市との災害時協定	23 P
13	大規模災害時における負傷者の搬送	25 P
【資料編】	資料1 災害対策本部による災害時重要業務一覧	1 P
	資料2 火災発生時（火災発見時）の対応	11 P
	資料3 応急救護・応急処置	15 P

1 静岡県立大学（草薙キャンパス）の避難場所一覧図

1 草薙キャンパス内の避難場所



※状況が悪化し校舎内が危険と判断されたときは、教員の指示または学内放送に従い、落ち着いて指定の避難場所へ避難する。

薬学部棟・食品栄養科学部棟（同2号棟含む）・看護学部棟…芝生園地

国際関係学部棟・経営情報学部棟・一般教育棟・はばたき棟・学生ホール・講堂・図書館…グラウンド

2 草薙キャンパス付近の静岡市救護所

静岡市立清水第七中学校（清水区草薙三丁目9-20）※搬送時上り坂なし

静岡市立東源台小学校（静岡市駿河区国吉田6-7-45）※搬送時上り坂あり

3 東源台学区の広域一次避難地及び避難所

(1) 広域避難地 地震後に発生する火災から避難者の命を保護する為の広い空間

名称	所在地	圏域町内会・自治会
静岡県立大学	清水区有度	上原、馬走、馬走坂の上、馬走一里山、御門台、北脇、吉川、北脇新田、長崎新田、有度公民館通り、平川地、楠、楠新田、草薙西、草薙東、草薙奥、草薙一里山、山の手、新草薙町、上東町、材木町、草薙つつじヶ丘、草薙団地、吉川団地、谷田、中之郷、長崎南町、長崎、七ッ新屋、堀込、馬走るりヶ丘、ハイコーポ狐ヶ崎

(2) 一次避難地 不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護等を行う為の身近な空間

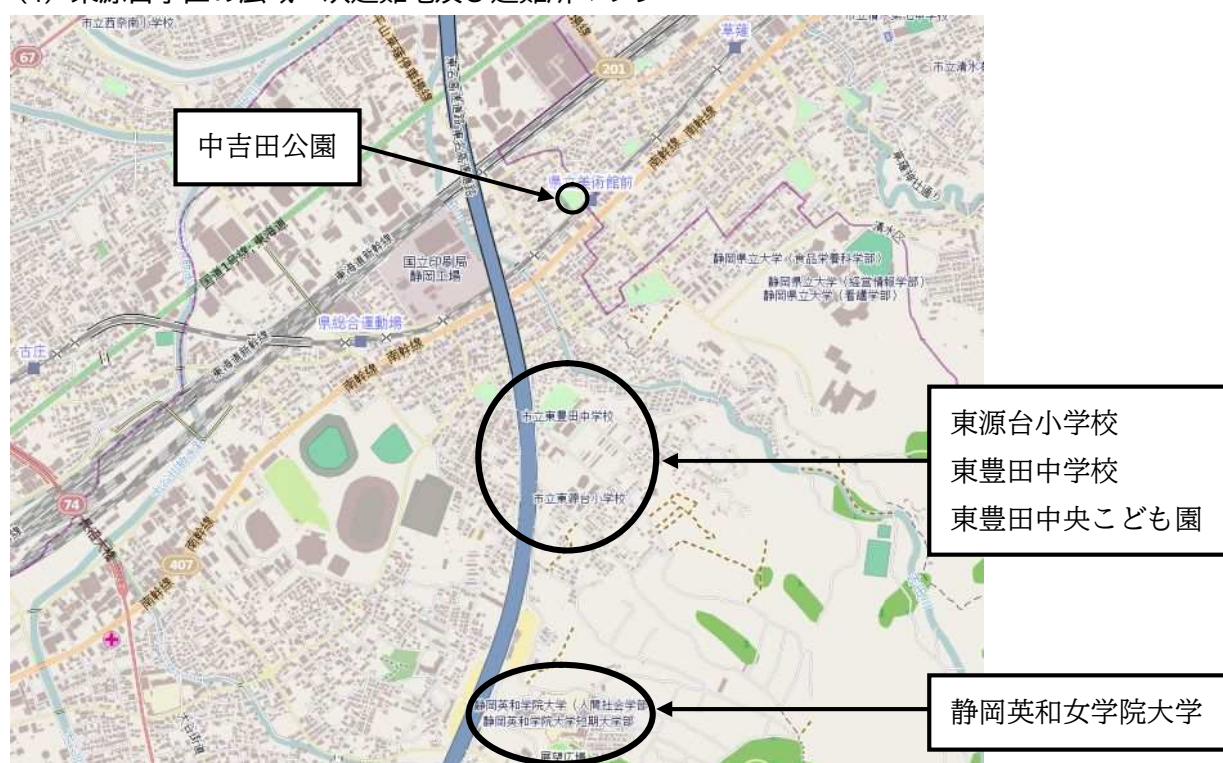
地区・学区	一次避難地	世帯数	圏域自治会・町内会
東源台学区	東源台小学校、静岡県立大学周辺、東豊田中学校、東豊田中央こども園、草薙総合運動公園、中吉田公園、静岡英和学院大学	2,699	代官町、池田山、ハイコーポ池田山、メゾン聖ヶ丘、栗原、国吉田、サーパス草薙運動場前、国吉田国道、印刷局桃源会、中吉田、谷田、平沢、弥生町

(3) 避難所 災害により居住場所を確保できなくなった人を受け入れる施設

地区支部	名称	棟名称(摘要)	竣工年	延床面積 (㎡)	利用可能面積 (㎡)	収容可能人数
東源台	東源台小学校	体育館 (体育館)	H6	915	915	305
		校舎 (1階の管理棟以外)	H9	5,049	1,237	412
東源台	東豊田中学校	体育館 (体育館)	H17	684	684	228
		校舎 (1～3年生の普通教室)	S35	2,677	1,122	374
		格技場 (格技場1階)	S57	880	300	100
東源台	東豊田中央こども園	園舎 (遊戯室)	S53	1,065	103	34
東源台	静岡県立大学	体育館 (体育館1階)	S57	4,649	2,044	681
東源台	静岡英和学院大学	体育館 (体育館)	S62	1,161	1,161	387

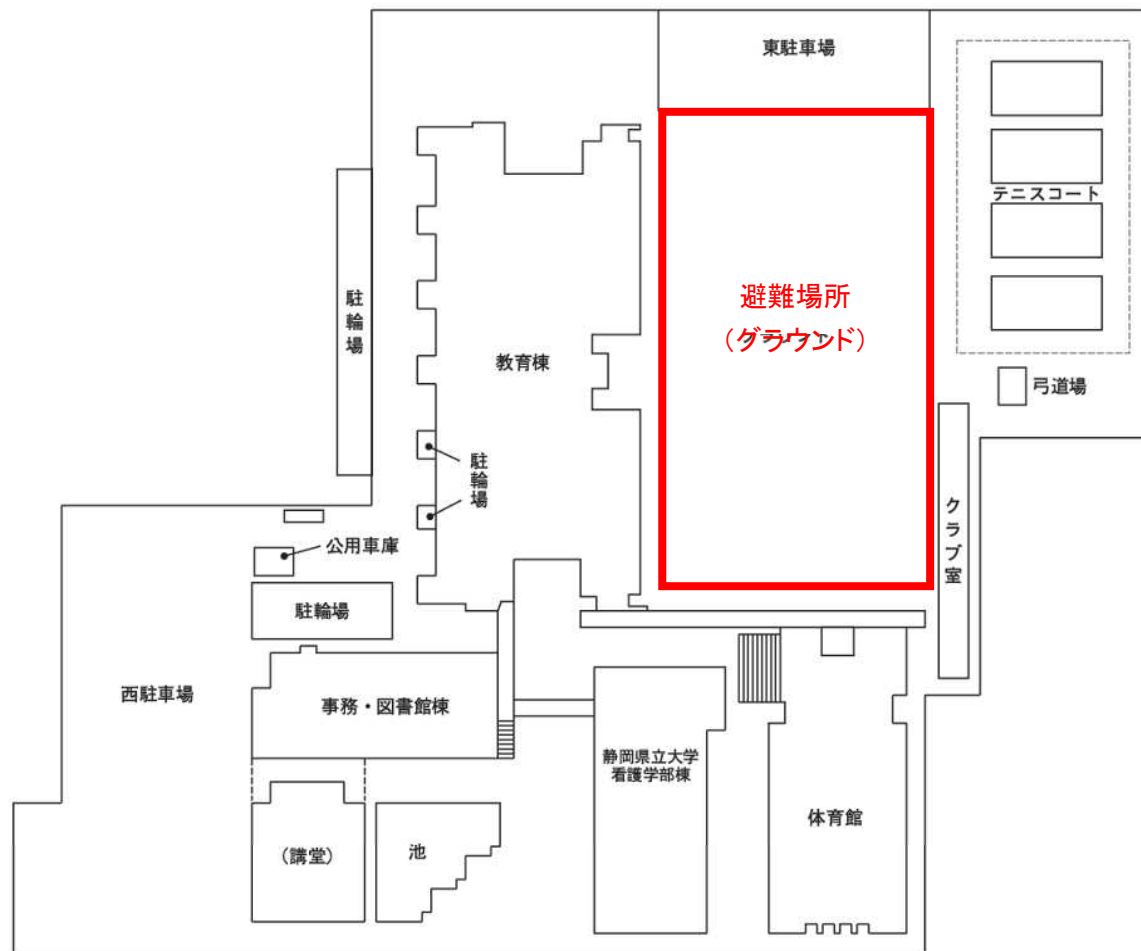
【出典】静岡市地域防災計画

(4) 東源台学区の広域一次避難地及び避難所マップ



2 静岡県立大学（小鹿キャンパス）の避難場所一覧図

1 小鹿キャンパス内の避難場所



※状況が悪化し校舎内が危険と判断されたときは、教員の指示または学内放送に従い、落ち着いてグラウンドへ避難する。

2 小鹿キャンパス付近の静岡市救護所

静岡市立西豊田小学校（静岡市駿河区曲金2丁目8番80号）

3 災害時の緊急連絡先

1 大学への緊急連絡先（市外局番054）

【草薙キャンパス】

名 称	電話番号	備 考
防災センター（24時間対応）	264-5110	はばたき棟地下1階
守衛室（24時間対応）	264-5111	はばたき棟1階
学生室	264-5009	はばたき棟1階
総務室	264-5102	はばたき棟2階

【小鹿キャンパス】

名 称	電話番号	備 考
警備員室（24時間対応）	202-2623	事務・図書館棟1階
学生室	202-2050	事務・図書館棟3階

2 災害時情報確認手段

発信元	URL	QRコード・アカウント
静岡県立大学 公式サイト	https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/	
静岡県立大学 短期大学部 公式サイト	https://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/	
静岡県立大学 face book	https://www.facebook.com/UniversityofShizuoka	@UniversityofShizuoka
静岡県立大学 X (旧 twitter)	https://x.com/shizu_kendai	@shizu_kendai
安否情報システム	http://anpi.shizuoka.jp/	次のページを参照

3 静岡市の主な災害対策関係機関（市外局番054）

種 類	機関名称	電話番号	備 考
消 防	消防署	局番なし 119	火災・救急等
	静岡市駿河消防署	280-0119	
	静岡市消防局火災問合せ	0180-99-5678	
警 察	静岡南警察署	288-0110	
	静岡南警察署東豊田交番	263-1899	
	清水警察署草薙交番	345-7538	
行 政	静岡市駿河区役所（代表）	202-5811	
	静岡市保健所（保健予防課）	249-3172	消毒・防疫
	静岡市環境局（一般廃棄物担当）	221-1264	廃棄物
病 院	静岡済生会総合病院	285-6171	
	静岡県立総合病院（代表）	247-6111	
気 象	静岡地方气象台	286-3411	地震に関する問合せ
静岡県の緊急情報・危機管理情報のHP		http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/index.html	

4 安否情報システムの使い方

学生・教職員は「静岡県内で震度5強以上を観測した場合、又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度6弱以上の地震を観測した場合」、以下の手順のとおり安否情報システムにより安否情報の報告を行う。

- 1 スマートフォン、携帯電話、パソコンなどで「<http://anpi.shizuoka.jp/>」にアクセスする。
※大学のトップページ右下に安否情報システムへのリンクがあります。
また、下記のQRコードからもアクセス可能。災害時に速やかに安否情報を報告できるように、安否情報システムのURLをスマートフォンなどにブックマークしておくこと。

The screenshot shows the University of Shizuoka homepage. A callout box highlights a QR code labeled '静岡県立大学安否情報システムQRコード'. An arrow points from the QR code to a 'Web学生サービス支援システム' menu, where '安否情報システム' is selected. The menu also includes 'Web学生サービス支援システム' and '教職員・学生専用'.

- 2 下記の画面が表示されるので、「大学からのお知らせ」を確認するとともに、安否情報を入力する。
「大学からのお知らせ」には、安否報告の呼びかけ、大学の被災状況、休講連絡等の情報を掲載する。

①学籍番号（7桁）または教職員番号（8桁）を入力する。ただし、6桁の場合には、前に「00」を付けて8桁にする。

②誕生日の月日を入力する。

③安否の状態をチェックする。
必要に応じて、コメント（120字以内）を記

④登録ボタンを押す。

静岡県立大学安否情報システム(University of Shizuoka Safety Confirmation System)

大学からのお知らせ 15時21分 掲載

静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度6弱以上を観測した場合は、各自の安否の登録をして下さい。

安否情報の入力(Please confirm your safety)

学籍番号または教職員番号（必須）(Student ID or Teacher ID)

誕生日（必須）(Date of Birth)

月 日 (Month and Day)

安否の状態（必須）(State of Your Safety)

○無事(safe) ○軽傷(slight injury) ○重傷(serious injury)

コメント（任意）(Comments)

登録(Register)

5 地震発生時の基本行動10カ条

1 まず、身の安全を確保

- ・最初の揺れにより、瞬時の判断が必要。
- ・あわてて外に飛び出さない。
- ・ガラス飛散の恐れがある窓際や落下・転倒の恐れがある家具などから離れる。
- ・机やテーブルなどの下にもぐって身を守る。このとき机などがぐらつかないよう、机などの脚をしっかり押さえる。

2 すばやく火の始末

- ・揺れが大きい場合は無理をせず、揺れが収まるのを待つ。
- ・揺れが小さい場合は、使用中のガス器具・ストーブなどを素早く消す。
- ・ガス器具は元栓を閉め、電気器具はコンセントを抜き、ブレーカーを切る。

3 脱出口を確保

- ・地震による家の歪みで扉が開かない場合、揺れを感じたら、素早く玄関・窓などを開けて非常脱出口を確保する。

4 火災を見つけたらすぐ消火(資料4参照)

- ・火が天井まで燃え移る前なら消火できるチャンスがある。
- ・消火器やバケツなどで初期消火をする。
- ・消火不能な場合は、直ちに部屋のドアを閉め、火災が発生したことを大声で周囲に伝えながら避難する。
- ・火災で煙が発生したら身をかがめ、水で湿らせたハンカチなどで口をふさぎ、煙を吸い込まないように注意して避難する。

5 外へ逃げるときはあわてずに

- ・揺れが収まるのを待って、周囲の状況を確認してから避難すること。
- ・足元の散乱物や、頭上の落下物に注意して避難する。素足はダメ。
- ・電気が復旧した時、火災の原因になるので、ブレーカーは切っておく。

6 狭い路地・崖・川べりに近づかない

- ・狭い路地や塀際では、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀や自動販売機が倒れてきたりすることがあるので近づかない。
- ・崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので近づかない。

7 協力しあって消火・救出・救護

- ・近所で火災が発生していたり、閉じ込められている人がいたら、近隣住民と協力しあって消火・救助にあたる。
- ・災害時は、病院等において手当できる患者の人数に限りがあるので、軽症者などの処置は、お互いに協力しあって応急救護をする。

8 避難は徒歩で

- ・避難に車は使わない。
- ・誰が何を持ち出すのか、家庭内で役割分担を決めておく。
- ・家族が離れ離れになった場合の集合先、連絡方法を決めておく。

9 山崩れ・崖崩れ・津波に注意

- ・山・崖崩れや津波などの危険が予想される地域は、避難命令を待たずにすぐに避難を開始する。
- ・海岸の近くで揺れを感じたら、津波の発生を警戒し、すみやかに高台やビルの屋上などに避難する。

10 正しい情報を確認

- ・ラジオや市町の同報無線などから正確な情報をつかみ、的確な行動を取る。
- ・デマや噂に惑わされない。
- ・地震直後で携帯ラジオがない場合、カーラジオを利用するのの一つの方法。

6 地震対策（南海トラフ地震臨時情報発表から発災まで）

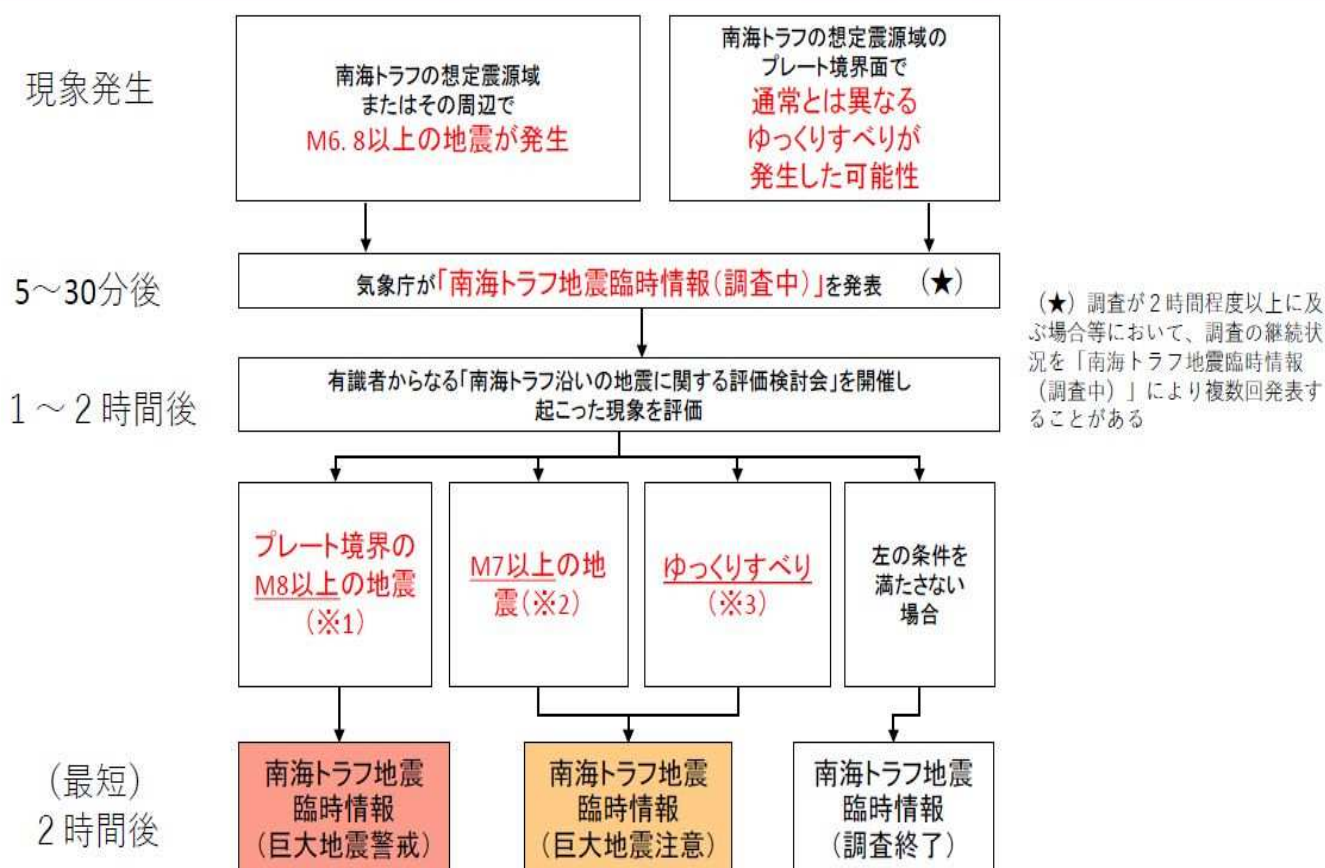
1 気象庁が発表する、「南海トラフ地震に関連する情報」について

(1) 「南海トラフ地震に関連する情報」は下記の情報名で発表

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(2) 南海トラフ地震臨時情報の情報発表の流れ

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

【出典】令和元年5月31日 気象庁報道発表資料(抜粋)

2 本学における（発表条件別の）行動対処

情報名	地震・津波	県の体制	本学の体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	県内震度4 津波注意報	情報収集体制	原則として平常時の活動を継続する。 【事務局】 ・ 室長会議（臨時）開催（グローバル地域センター・短大含む） ・ 地震対策部会（臨時）開催 ・ 情報発表があった旨を、学生・教職員に周知 ・ 防災上重要な施設の点検を実施 【学生・教職員】 ・ 研究室等の棚が固定されていることを確認 ・ 避難場所を確認し、避難経路をふさぐ荷物があれば撤去 ・ 自衛消防隊としての自らの任務を再確認する。（教職員）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	県内震度5弱 津波警報	警戒体制	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	県内震度5強	特別警戒体制 ↓ 災害警戒本部（本部長：知事）	災害対策本部を設置（下記①～③のいずれかの場合） ① <u>静岡市内において震度5強以上の地震が発生した場合</u> ② <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u> ③ 学長が危機事案の重大性や拡大性を勘案し、被害が複数の部局に関連し、全学的な対応が必要であると判断した場合 【事務局】 ・ 勤務時間外の場合、第一次参集要員は参集 ・ 災害対策本部を立ち上げる。本部班は任務を開始 ・ 本部班以外は、「災害時重要業務一覧」における自らの任務を再確認する。 ・ 両キャンパス間（グローバル地域センター含む）、静岡県、静岡市との情報伝達体制を確保する。 【学生】 ・ すべての授業（実習及び試験を含む）を休講とし、速やかに学生を帰宅させる。 【教職員】 ・ 教職員は平常時の活動を原則中止し、自衛消防隊として学内の安全確保に努める。
	県内震度6弱以上 大津波警報	災害対策本部（本部長：知事）	

【出典】静岡県地域防災計画（抜粋）

3 地震発生時の行動対処（避難活動等）

（1）在校中に地震が発災した場合の対応

発災の規模、態様等に応じ、的確な判断と臨機応変の行動を取る。

ア 第1次避難行動（教室等の学内での避難）

地震発生直後におけるパニックの防止、火気の始末及び第1次避難行動に対する学生への指示は、在室中の教職員が行う。

<地震発生>

- ・ 実験、実習中の場合は、直ちに中止する。可能な場合は、素早く火気の始末を行う。
- ・ 大きな棚や窓から離れ、机などが近くにある場合はその下に隠れて机の脚を掴み、落下物、転倒物、ガラス飛散等から身を守る。
- ・ 屋外の場合は、建物から離れ、落下物に注意して、グラウンド（草薙キャンパス・小鹿キャンパス）又は芝生園地（草薙キャンパス）に避難する。

＜本震後＞（約１分後）

- ・地震が収まったら、教員の指示又は学内放送に従い、落ち着いて第２次避難行動の準備をする。
- ・負傷者の有無を確認する。負傷者がいた場合は、救助、応急手当を行い（資料５参照）、防災センターに通報し支援を受ける。
- ・火災が発生したときは、発生場所を確認して、最寄りの火災報知機を押し、教員の指示等により初期消火にあたる（資料４参照）。ただし、火が天井まで達している場合は、危険であるため安易に近づかないこと。
- ・教職員は自衛消防隊としての任務にあたる。

イ 第２次避難行動（校舎外への避難）

状況が悪化し、校舎内での避難が危険と判断されたときは、災害対策本部からの指令又は必要により教職員の判断・指示のもとで、落ち着いて避難場所（P1 参照）へ第２次避難行動を開始する。負傷者は付近にいる者が搬送する。

避難完了後、教員は避難誘導した学生の安否を確認し、残存者の有無を学部長へ報告する。学部長は、学部棟内の避難状況を避難者集計表（資料６参照）に取りまとめた後、学長（不在の場合は、副学長又は事務局長）へ報告する。

なお、学生・教職員は速やかに安否確認システム等（その他、出欠確認システム又は避難者確認カードなど）で安否情報の報告を行う。

その後、学生は、災害対策本部長（学長）からの指示事項等を聞いた後、帰宅する。（特別な事情がある学生は申し出る）

ウ 避難行動の種類と避難場所について

区 分	避難行動の種類	避難場所
学 内	第１次避難行動	各教室、研究室、実習室、事務室等、在室する場所
	第２次避難行動（草薙）	最寄りの避難場所（グラウンド・芝生園地）へ避難する。避難場所到着後、避難してきた棟毎に学部・学科・学年別に整列する。
	第２次避難行動（小鹿）	グラウンド（学年別に整列する）
学 外	第１次避難行動	実習先機関（病院、福祉施設、保健所等）が指定する場所
	第２次避難行動	実習先機関（病院、福祉施設、保健所等）が指定する場所

(2) 在校中に火災が発生した場合（火災を発見した場合）の対応

- ・大声で周囲（教職員・学生等）へ知らせる。
- ・火災報知器のボタンを押す。
- ・防災センターへ通報する。
- ・自主的判断、教員の指示又は学内放送の指示に従い、指定避難場所へ避難する。

(3) 学外において地震が発災した場合の対応

発災の規模、態様等に応じ、的確な判断と臨機応変の行動を取る。

ア 安否の報告

学生及び教職員は、次のいずれかの方法で本学に安否を報告すること。

- ・インターネットで安否情報を報告する。

静岡県内で震度５強以上の地震を観測した場合、又は本学の休業期間中（春期・夏期・冬期）に県外で震度６弱以上の地震を観測した場合は、スマートフォン・携帯電話・パソコンなどで「安否情報システム」にアクセスし、安否情報の報告を行うこと。

イ 教職員の参集

教職員は、第８章の参集基準に基づき参集し、行動対処すること。

6-2 休講基準及び運用

(1) 休講基準

① 地震による休講の基準

地震により、キャンパス所在地（東源台地区・西豊田地区のいずれか。以下同じ。）の直近の観測点において、以下のいずれかの基準に該当した場合は、「休講の適用対象」のとおり草薙・小鹿両キャンパスを一斉休講（以下、「一斉休講」という。）とする。

ア 震度6弱以上の地震が発生又は大津波警報が発表されたとき。

イ 震度5弱以上の地震が発生又は津波警報が発表された状況において公共交通機関（JR 静岡駅・東静岡駅・草薙駅を発着する JR 線、並びに同駅を発着し大学前に停留するバス）が不通となっているとき。

ウ その他、地震の影響で学生の安全又は通学手段に重大な支障が生じているとき。

エ 気象庁による「**南海トラフ地震臨時情報**」の発表を受け、本学において一斉休講が必要であると判断したとき。

② 大雨・暴風等による休講の基準

大雨・暴風等により、以下のいずれかの基準に該当した場合は、「休講の適用対象」のとおり一斉休講とする。

ア 県西部（遠州北・遠州南）、県中部（中部南・中部北）、県東部（富士山南東・富士山南西）のいずれかに以下の警報が発表されたとき。

a 警報（暴風・暴風雪）

b 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪）

イ キャンパス所在地において記録的短時間大雨情報の発表又は避難指示の発令があったとき。

ウ キャンパス所在地に避難指示が発令され、一斉休講が必要であると本学が判断したとき。

③ その他

(1)、(2)に定める基準の他、自然災害や停電等により、キャンパス所在地において、学生の安全、授業の実施又は通学手段に重大な支障が生じていると本学が判断した場合は、一斉休講とする。

(2) 休講の適用対象

判 断 時 間	休講となる時間帯
午前 7：00現在	1、2限休講
午前11：00現在	3、4、5限休講（土曜日は3、4限）
午後 4：00現在	6、7限休講

※授業開講中に休講基準に該当した場合は、授業を中断し当該時間帯を休講とする。

※学外で臨地実習等を実施中に休講基準に該当した場合は、上記を原則としつつ、学部で対応を指示する。

※集中講義等の場合は、上記を原則としつつ、各科目の開講時間帯等を考慮し休講とする。

※大地震発生後の授業の再開については、学内外における被災の規模、様態、余震の状況及び学生への連絡方法等、総合的に勘案して学長が決定する。

6-3 Jアラート作動時（弾道ミサイル発射時）の大学内における行動

国外からミサイルが発射され静岡県内への影響が予想される場合には、国からミサイル発射情報や屋内退避の呼びかけ等の緊急情報がJアラートにより伝達され、その情報は、市町の防災行政無線や携帯電話・スマートフォンの緊急速報メール等を通じて伝達される。

講義中、Jアラートからメッセージが流れたら、講義を中断して、直ちに次の行動をとる。なお、講義時間以外の場合であっても、直ちに次の行動をとる。

1 屋外にいる場合

- (1) 近くの校舎、体育館に避難する。
- (2) 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

2 屋内にいる場合

- (1) できるだけ窓から離れ、できれば窓の無い部屋へ移動する。
- (2) 窓を閉め、換気扇、エアコンなどを止める。
- (3) 机の下などに身を隠す、床に伏せるなどして頭部を守る。

※ミサイルが通過したことを確認するまでは、身を守る行動および安全な場所での待機を継続する。

<メッセージの例>

「ミサイル発射。ミサイル発射。〇〇からミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください。」

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。」

7 地震発生時の初動態勢（勤務時間内）

学内で火災が発生した場合や、静岡市内で震度5強以上の揺れを観測した場合、教職員は自衛消防隊の任務にあたる。

1 自衛消防隊の任務

教職員は、以下のとおり自衛消防業務に従事する。有事に備え「所属班」と「任務」について、自衛消防組織編成表（資料1）及び任務（本項に記載）を事前確認しておくこと。

※緊急時には対応できる人員を十分に確保できないことが想定されるため、各班は協力して対応すること。

※上記に記載されていない任務についても、状況に応じて臨機応変に対応すること。

<本部隊の任務>

班	地震・火災等発生直後の任務	人命の安全確保後の任務
通報連絡班	1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握 2 消防機関への通報 3 消防機関への情報や資料の提供、消防機関との連絡 4 在学者に対する指示（学内放送など） 5 関係機関や関係者への連絡 6 消防用設備等の操作運用 7 避難状況の把握 8 統括管理者、地区隊長への連絡	災害対策本部として任務にあたる。 （経営戦略班、総務班）
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮・指導 3 消防隊との連携及び補佐	災害対策本部として任務にあたる。 （出納班、避難住民班）
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火扉、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖 2 危険物等消防活動に支障となる物件が火災発生現場付近にある場合は撤去 3 非常用電源の確保、危険物施設の供給運転停止 4 エレベーターの非常時の措置	災害対策本部として任務にあたる。 （施設班、避難住民班）
避難誘導班 （炊出し班）	1 出火階及び上階の者を優先して避難誘導 （避難誘導員は、非常口、行き止まり通路、曲がり角に配置） 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 負傷者、逃げ遅れについての情報を得た時は直ちに防災センターに報告	災害対策本部として任務にあたる。 （学生班、避難住民班）
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救護所又は医療機関への搬送指示 4 地区隊員の指導 5 負傷者情報、搬送情報の記録	災害対策本部として任務にあたる。 （学生班、支援班）

※災害対策本部各班の任務は資料3参照

<地区隊の任務>

班	地震・火災等発生直後の任務	人命の安全確保後の任務
通報連絡班	1 被害状況の把握、情報の収集 2 災害発生場所、状況等の本部隊への報告	左記の任務の他、 1 研究施設の被害状況の把握、記録 2 二次災害の恐れのある施設等（薬品・廃液等の保管施設、動物実験室・飼育室、アイソトープセンター等）への立ち入り禁止措置と応急処置 3 関係学生の安否確認 災害対策本部班の指示に従い、災害対策本部各班と連携して行動する。
初期消火班	消火器、屋内消火栓等を活用した消火活動	
安全防護班	1 防火扉、防火ダンパー等の操作補助 2 ガス、危険物、火気仕様設備等に対する応急防護措置 3 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置 4 活動上支障となる物件の除去	
避難誘導班（炊出し班）	1 拡声器、メガホン等を活用した避難誘導 2 避難状況の確認及び本部隊への報告	
応急救護班	1 負傷者の救出及び学内応急救護所への搬送 2 負傷者の救護所又は医療機関への搬送 3 負傷者の応急処置	

2 情報伝達手段

- ・学内滞在者には、学内放送および電話等で連絡を取る。
- ・学外滞在者には、勤務時間外の対応と同様の手段で情報伝達を行う。

3 災害対策本部

自衛消防隊の任務により、人命の安全が確保された後、教職員は災害対策本部としての任務に就く。
災害対策本部については第9章に記載する。

8 地震発生時の初動態勢（勤務時間外）

1 勤務時間外の参集体制

(1) 参集基準

静岡市内で震度5強の揺れを観測した場合 **第一次参集要員**は草薙キャンパス（はばたき棟前）に参集する。なお、参集にあたっては、自身と家族の安全を最優先とする。

※第一次参集要員以外の教職員は、参集連絡がない限り自宅待機、又は地域の防災活動に参加する。遠方者など出勤できない場合も同様とする。ただし、研究室や事務局の様子を確認する目的等で参集することは許可する。

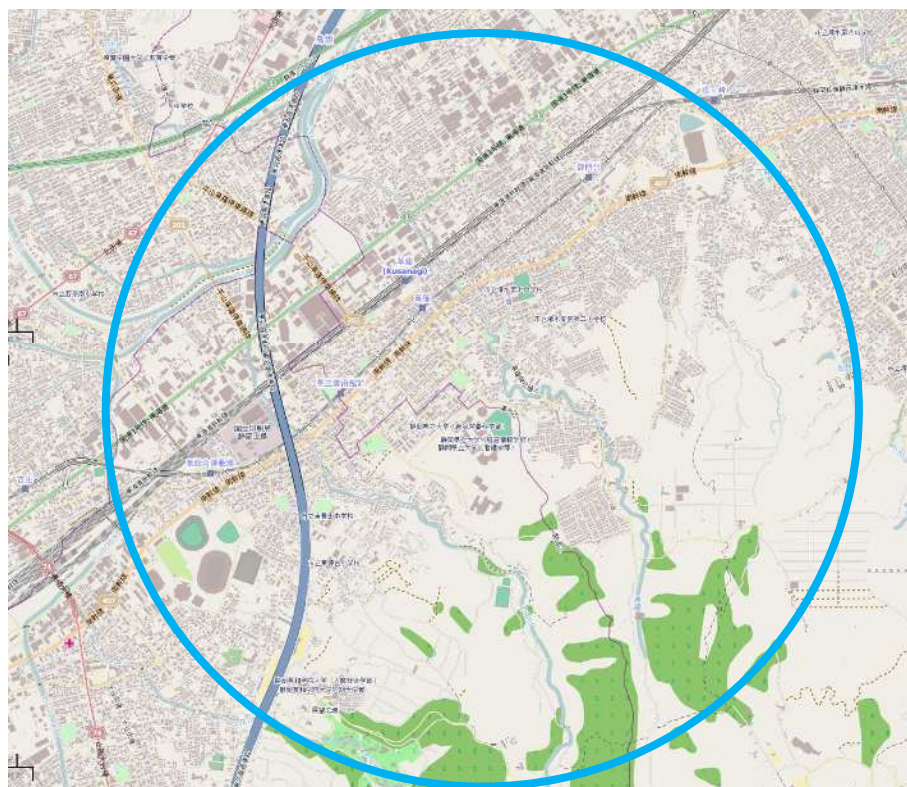
静岡市内で震度6弱以上の揺れを観測した場合 **全教職員**（常勤のみ）は草薙キャンパス（はばたき棟前）に参集する。なお、参集にあたっては、自身と家族の安全を最優先とする。草薙キャンパスへの参集が不可能かつ小鹿キャンパスへの参集が可能な職員は、小鹿キャンパス（短期大学部学生ホール）に参集する。両キャンパスへの参集が不可能な教職員は、地域の防災活動に参加する。

(2) 第一次参集要員

草薙キャンパスはばたき棟を中心に半径2km圏内に居住する教職員（常勤のみ）と、**幹部教職員**（学長、副学長、各学部長、各副学部長、各研究科長、各研究院長、学府長、附属図書館長、学生部長、学生部副部長、事務局長、事務局各部長、事務局各室長）で構成する。

※1 グローバル地域センター広報・企画室分室長は、もくせい会館に参集し、草薙キャンパスとの連絡体制を確保する。

※2 公共交通機関の影響により即時参集出来ない幹部職員は、公共交通機関が復旧次第、速やかに参集する。



半径2km以内に含まれる地域

草薙、草薙北、草薙杉道、草薙一里山、谷田、国吉田、御門台、中之郷、弥生町、馬走、馬走坂の上、

楠新田、長崎南町、中吉田、有度本町

番地により、半径2km以内に含まれる地域

上原、馬走北、今泉、船越町、船越、平沢、聖一色、長崎、瀬名川、栗原、七ツ新星、楠、鳥坂、池田、古庄、北矢部、有東坂、平川地、半左衛門新田

(3) 参集手段等

参集手段 公共交通機関、徒歩、二輪車（自転車、バイク等）

参集経路 公共交通機関が停止した場合を想定し、自宅から勤務地までの経路を各自で事前に確認し、震災に備える。

参集の免除 参集に支障のある本人及び家族の傷病、慶弔休暇、介護休暇、育児休暇、休職、停職、免職、産前産後休暇等の事由がある者及び妊婦は参集しなくて良い。
ただし、安否情報システムを用いて、安否情報を大学に提供する。

2 第一次参集要員の任務

(1) 人命の安全確認・建物の被害状況確認

ア 守衛室職員、防災センター職員と協力して学内にいる人の安全を確認する。

イ 学内に救助を必要とする人を発見した場合には、守衛室職員、防災センター職員と協力して、自らの安全を守りながら救助を行う。

ウ 建物の損傷を目視で確認し、災害対策本部又は防災センターへ報告する。建物の損傷が甚大な場合は、立入禁止区域として人が立ち入らないように措置を講じる。

エ 火災を発見した場合は、可能な範囲内で初期消火をする（消火器の使い方は防災マニュアル資料4参照）。火が天井まで達している場合は、危険であるため安易に近づかずに、大声で周囲に伝えながら避難する。その後、速やかに防災センターに状況を報告する。

オ 夜間の場合、室内は危険が伴うため建物内への無理な侵入は避ける。

(2) 教職員への情報伝達

ア 安否情報システムのログインページに、教職員への連絡事項を掲出する。

イ LINEの非常時連絡用オープンチャットに、教職員への連絡事項を掲出する。

※アとイを並行して行う。学内停電時には大学公式ホームページにも教職員への連絡事項を掲出する。

9 災害対策本部

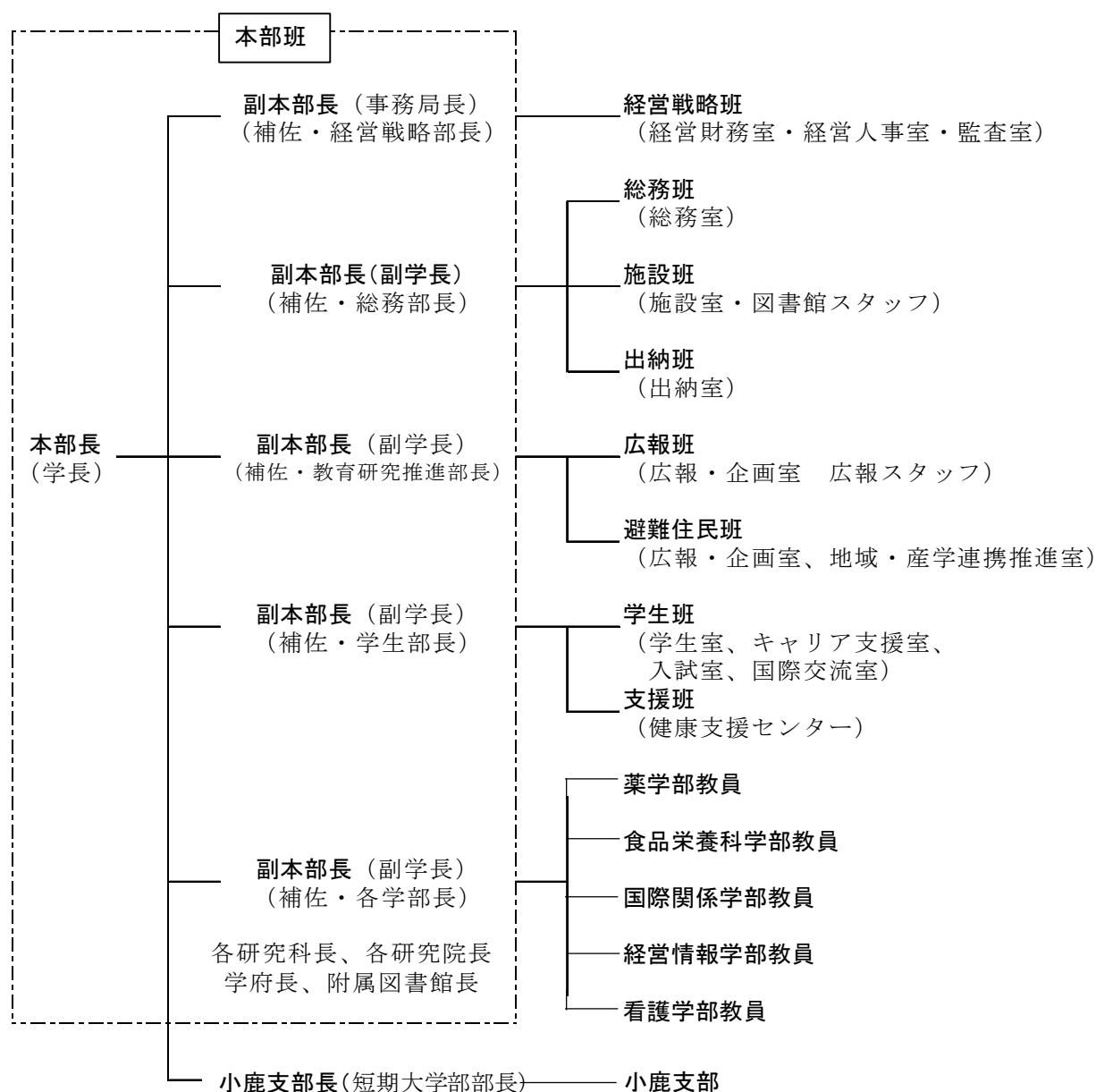
1 災害対策本部の設置

次のいずれかの場合に静岡県立大学災害対策本部ならびに小鹿支部を設置する。災害対策本部の設置後、解散に至るまで、災害対策本部の権限が他の通常権限に優先する。

- (1) 静岡市内において震度5強以上の地震が発生した時
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時
- (3) 学長が危機事案の重大性や拡大性を勘案し、被害が複数の部局に関連し、全学的な対応が必要であると判断した時。

2 組織図

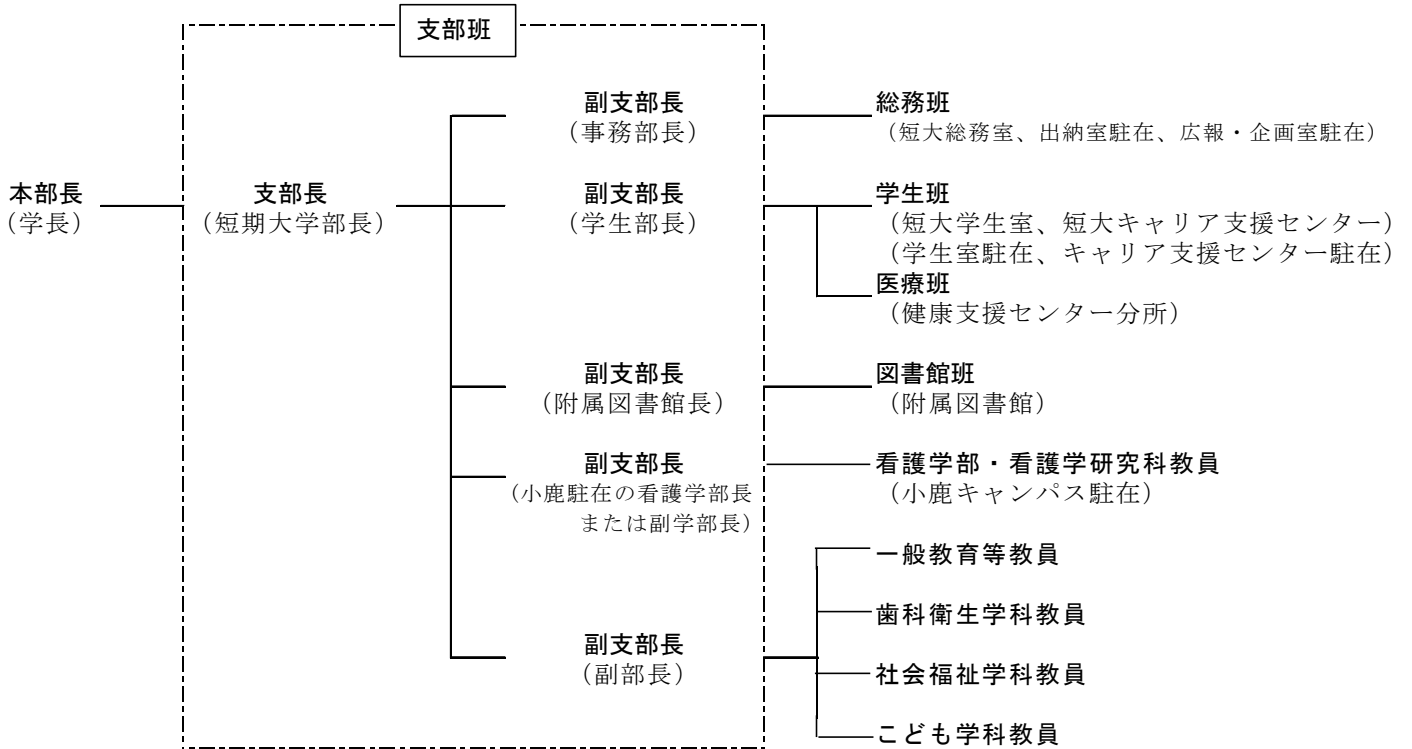
(1) 災害対策本部



※ 防災センター職員は安全防護班長（施設室長）の指示により、必要な場所に派遣する。

※ 各室の非常勤嘱託員は、各室長の指示に従い行動する。

(2) 小鹿支部



3 災害対策本部長・小鹿支部の代理者及び代理順位

(1) 災害対策本部

- ①副学長（危機管理担当）
②事務局長

(2) 小鹿支部長

- ①短期大学部副部長
②短期大学部事務部長

4 設置場所

以下の場所を他に優先させ設置場所とする。指定の場所に設置が出来ない場合は、他の場所を優先的に確保する。

(1) 災害対策本部

静岡県立大学草薙キャンパス はばたき棟3階 第3会議室

(2) 小鹿支部

静岡県立大学短期大学部 事務・図書館棟3階 第2会議室

5 設當手順

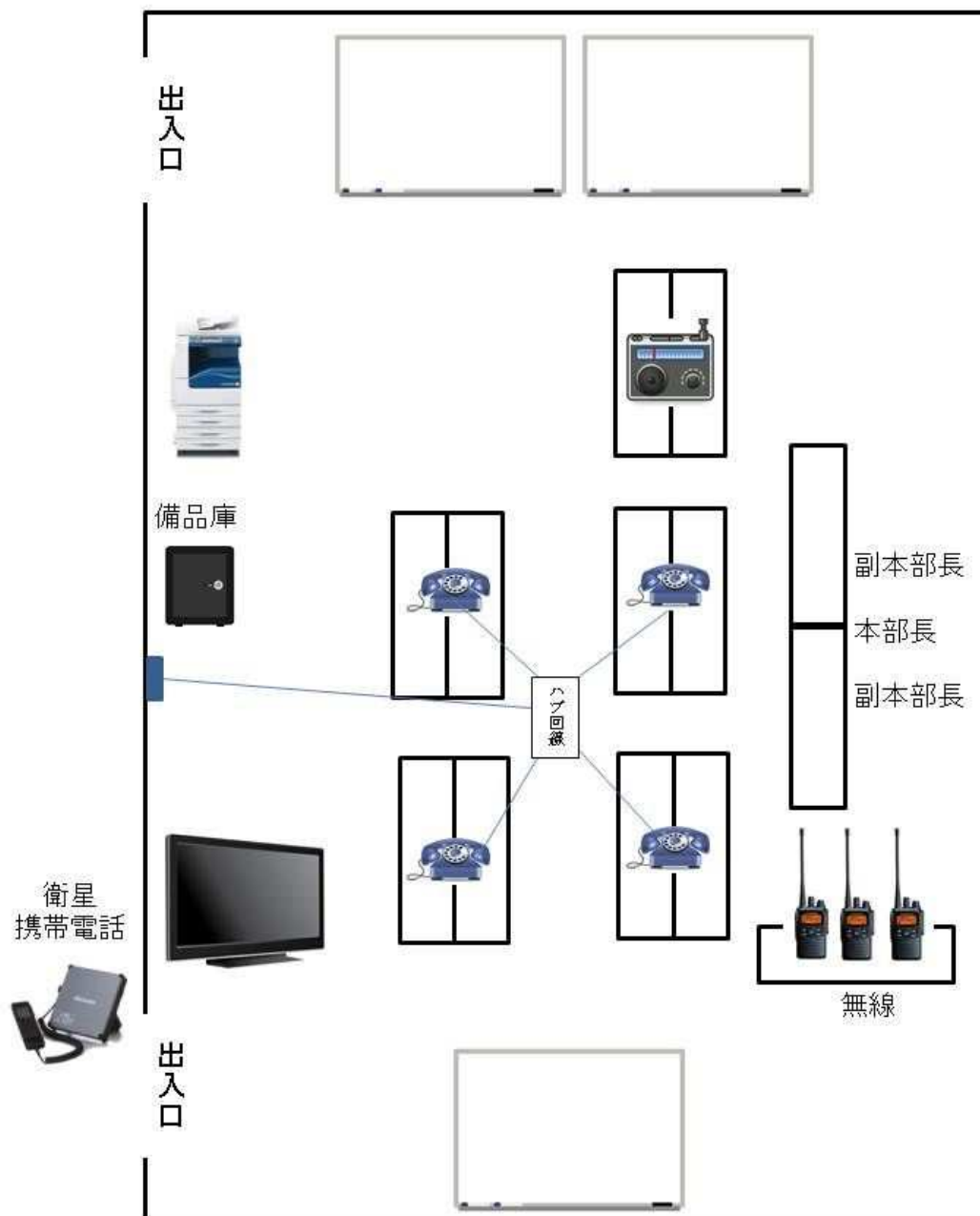
設営は災害対策本部総務班が中心となる。

- (1) 会議室を開錠する。鍵は施設室保管のものを使用するか、防災センターで借りる。
- (2) 外部の状況が分かるよう、カーテンを開放する。
- (3) 備品庫にある「災害対策本部物品一覧」をもとに、必要備品を揃える。
- (4) 災害対策本部室内配置図に従い備品を配置する。

※電話回線ハブは4台に繋ぐことができるよう、中央に設置する。

- (5) ラジオとテレビのスイッチを入れる。
- (6) 電話を配線し、通話音を確認して待機する。電話機の近くに伝言紙と筆記用具を用意する。
電話の繋ぎ方は、備品庫内の写真を確認する。
- (7) 無線機、衛星携帯電話のスイッチを入れて待機する。
無線機、衛星携帯電話は総務室金庫脇のラックに保管している。
- (8) 各種電子機器（パソコン、複合機）を設置、起動する。
※停電時は非常用電源設備が稼働する。
※テレビ、パソコン、照明を優先的に通電させ、状況を見て複合機、非常用電話等に通電させる。

災害対策本部 室内配置図(はばたき棟3階第3会議室)



6 各班の構成及び任務

班	構 成	任 務
本部班	幹部教職員	・情報の収集、整理、分析 ・危機事案の対応策を検討、立案、決定
経営戦略班	経営財務室 経営人事室 監査室	・本部班の補助 ・文部科学省、静岡県、静岡市等、関係機関との連絡調整 ・要員の確保 ・義援金の運用 ・必要物資の調達
総務班	総務室	・災害対策本部の設営 ・教職員の安否確認 ・キャンパス間の連携 ・備蓄物資の確認、管理 ・情報システムの復旧
施設班	施設室 図書館スタッフ	・施設（教職員住宅及び学生寮を含む）の被災状況確認及び施設被害への対応 ・周辺施設への支障（火災の発生、有害物質の流出）の防止 ・ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の確保 ・図書館来館者の安全確保
出納班	出納室	・本学資産の被害状況確認、保全及び維持
広報班	広報・企画室 （広報担当）	・報道機関対応 ・対外情報発信 ・静岡市と連携し、周辺住民に対応
避難住民班	広報・企画室 （企画・学務担当） （もくせい会館駐在） 地域・産学連携推進室	・学内の帰宅困難者対応 ・自治体や静岡市と連携し、一時避難施設運営 ・研究上の被害状況確認 ・本部とグローバル地域センターとの連絡調整
学生班	学生室 入試室 キャリア支援室 国際交流室	・学生の安全確保 ・学生の安否確認 ・帰宅困難学生への対応 ・学生への情報発信 ・受験者対応 ・実習施設との連絡調整
支援班	健康支援センター	・傷病者のトリアージ、応急処置 ・市の救護所及び救護病院への搬送指示 ・ストレス反応に対する心理的サポート
小鹿支部 総務班	短期大学部 総務室 県大出納室（小鹿駐在） 県大広報・企画室（小鹿駐在）	・災害対策本部小鹿支部の設置、会議運営 ・文部科学省、静岡県、静岡市等、関係機関との連絡調整 ・情報システムの復旧 ・教職員の安否確認 ・施設の被災状況確認及び施設被害への対応 ・周辺施設への支障（火災の発生、有害物質の流出）の防止 ・ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の確保 ・本学資産の被害状況確認、保全及び維持

		・ 救援物質の受け入れ調整 ・ 報道機関への対応 ・ 対外情報発信 ・ 静岡市と連携し、周辺住民に対応 ・ 学内の帰宅困難者対応 ・ 自治体や静岡市と連携し、一次避難施設運営
小鹿支部 学生班	短期大学部 学生室	・ 学生の安否確認 ・ 学生の安全確保 ・ 受験者対応
小鹿支部 医療班	健康支援センター分所	・ 負傷者対応
小鹿支部 図書館班	短期大学部 附属図書館	・ 施設の被災状況確認及び施設被害への対応

7 災害対策本部設置の周知

災害対策本部が設置された場合は、学内放送、メール、大学ホームページ等で学内へ周知し、関係機関等へ伝達する。なお、メールやホームページ等の情報通信機器の使用ができない場合は、構内掲示板等への掲示により行う。

8 収束時（事後）

(1) 災害対策本部の解散

災害対策本部長（学長）の終息の宣言をもって災害対策本部は解散し、必要に応じて危機管理委員会に移行する。災害対策本部が解散された場合は、学内放送、メール、大学ホームページ等で学内へ周知し、関係機関等へ伝達する。

(2) 記録

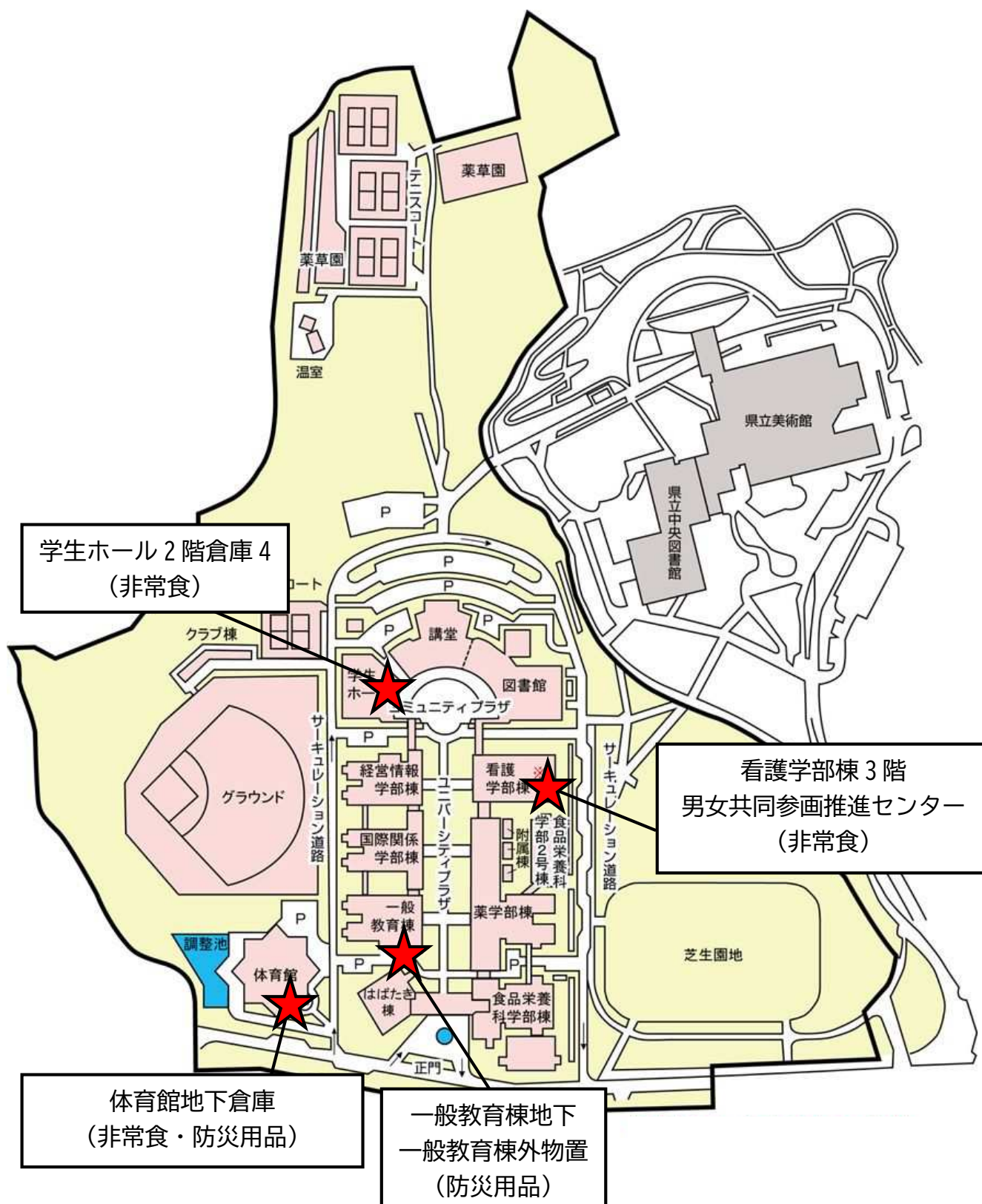
緊急対応事項を時系列で記録・整理する。

(3) 評価・分析と再発防止策

専門部会において、緊急対応の評価を実施し、必要に応じて事業継続計画や防災マニュアルの見直しを行う。

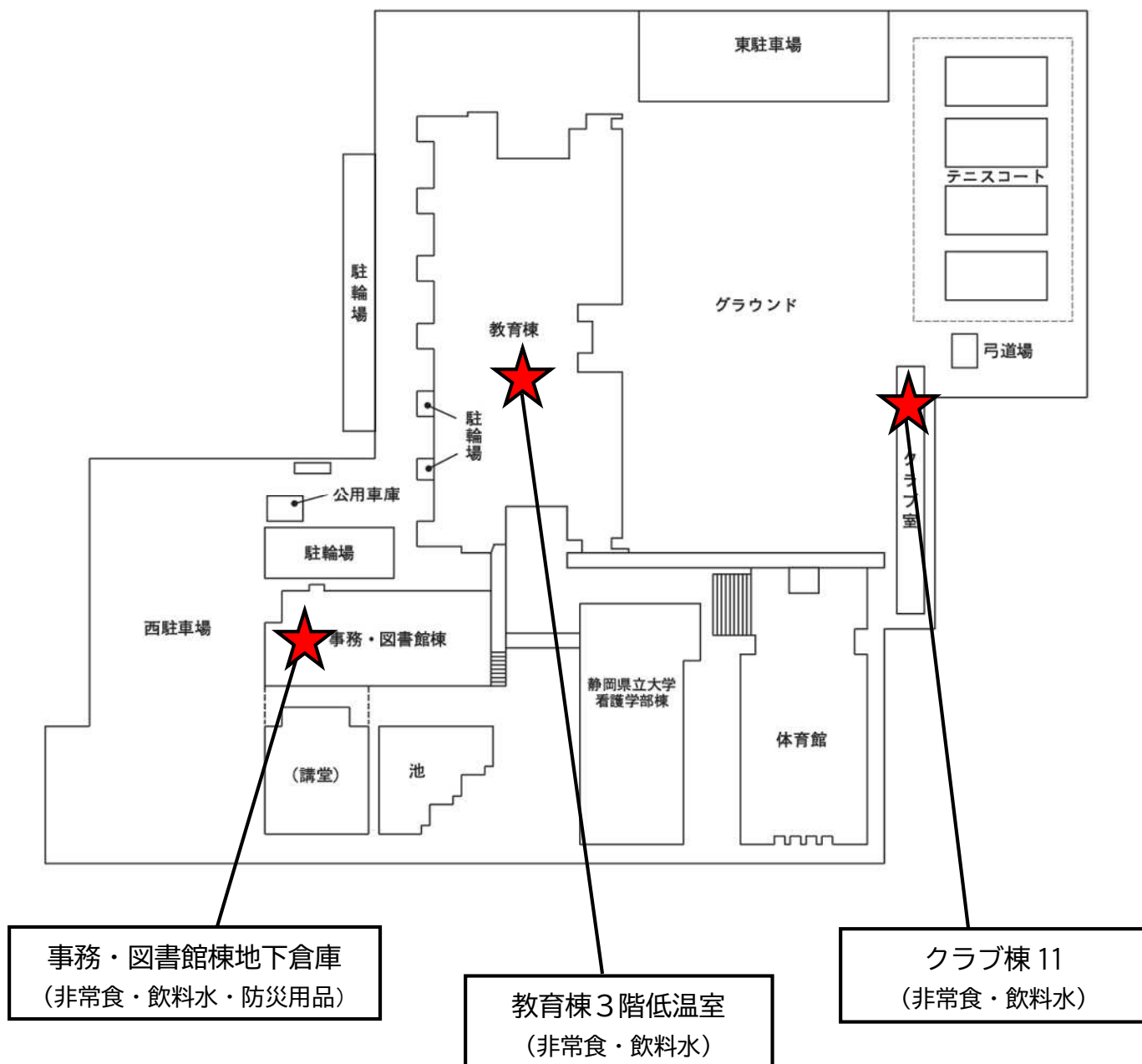
10 学内備蓄状況（草薙キャンパス）

県立大学（草薙キャンパス）では、下図のとおり非常食や防災用品などを備蓄している。



1 1 学内備蓄状況（小鹿キャンパス）

県立大学（小鹿キャンパス）では、下図のとおり非常食や防災用品などを備蓄している。



1 2 静岡市との災害時協定

本学と静岡市の間で、本学が設置するグラウンド、芝生園地及び体育館を、避難地及び避難所として使用することについて、覚書を締結している。

1 避難地及び避難所の定義

避難地 地震に対する警戒が高まった時、又は地震が発生した時に住民が避難する場所

避難所 地震災害発生後に住居を失った者又は住居を失わなかったが危険で居住できない者、地震以外の災害時に危険区域に居住する者等が避難する施設

2 静岡市が静岡県立大学に期待すること

- ・避難地（グラウンド、芝生園地）及び避難所（体育館）の提供
- ・屋外トイレ設置場所（体育館の自転車置場付近）の提供

3 避難地について

雨天時など避難地での待機が困難な場合には、大学の判断で避難所である体育館を「一次的な避難所」として開放することを可能とする。

4 避難所について

- (1) 静岡市は、静岡県立大学草薙キャンパス（以下「草薙キャンパス」という。）を災害拠点として位置付けていない。草薙キャンパス周辺における災害時の拠点（地区支部設置場所）は、東源台地区は東源台小学校、有度地区は有度公民館（清水有度第一小学校、清水有度第二小学校）である。小・中学校や公民館等で収容しきれない場合に、避難所として使用する想定。
- (2) 避難所等の管理及び運営は、地区支部から派遣された静岡市職員及び地域の自主防災組織が行う。（管理及び運営を担当する東源台地区支部については6を参照）
- (3) 体育館を避難所として利用する際は、原則静岡市から派遣される応急危険度判定士による応急危険度判定後となる。
- (4) 使用にあたり、大学は草薙キャンパス体育館の鍵を市職員に渡す。
- (5) 夜間・休日に市職員が避難所の申請を申し出た場合、守衛室職員は総務部長に連絡する。守衛室職員は総務部長から指示を受けた後、市職員に草薙キャンパス体育館の鍵を渡す。その後、市職員が体育館を開錠する。（総務部長と連絡がつかない場合は、総務室長ほか予め指定した者に連絡して使用許可を得る）
- (6) 避難所については「災害時における施設利用計画書」に記載どおりの面積を提供するが、大学として学生保護のために一部を使用する場合は、協議の上、お互いの使用面積を決定する。
- (7) ちなみに市の救護所には、東源台地区は東源台小学校、有度地区は清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第七中学校が指定されている。

5 備蓄食料の配給について

- (1) 避難住民への備蓄食料の配給は、地区支部（静岡市）で対応する。備蓄食料や物資等は、地区支部から避難所へ搬送される。

- (2) 地区支部からの搬送が滞った場合、本学の備蓄食料や「災害時における食糧等の確保に関する協定」により学生食堂から配給される食糧を配布できることを可能とする。ただし、その場合は事前に電話等で駿河区本部（駿河区地域総務課）に申し出る。

駿河区本部は、非常食の搬送状況等に鑑み、必要と判断する場合は静岡県立大学の申出を承諾することとする。

- (3) 避難住民に配給した食糧や薬などの物資に要する費用は、静岡市が全額負担する。ただし、大学が実際に配給した数量の記録を根拠資料として必要とする。

6 東源台地区支部員について

静岡市職員は、震度5強以上の地震が発生した場合に担当の地区支部に参集する。地区支部の職員は、その周辺に居住する職員で構成されており、東源台地区支部員は20名程が所属している。

緊急連絡先

静岡市危機管理総室（静岡市災害対策本部） 054-221-1241

駿河区地域総務課（駿河区本部） 054-287-8683

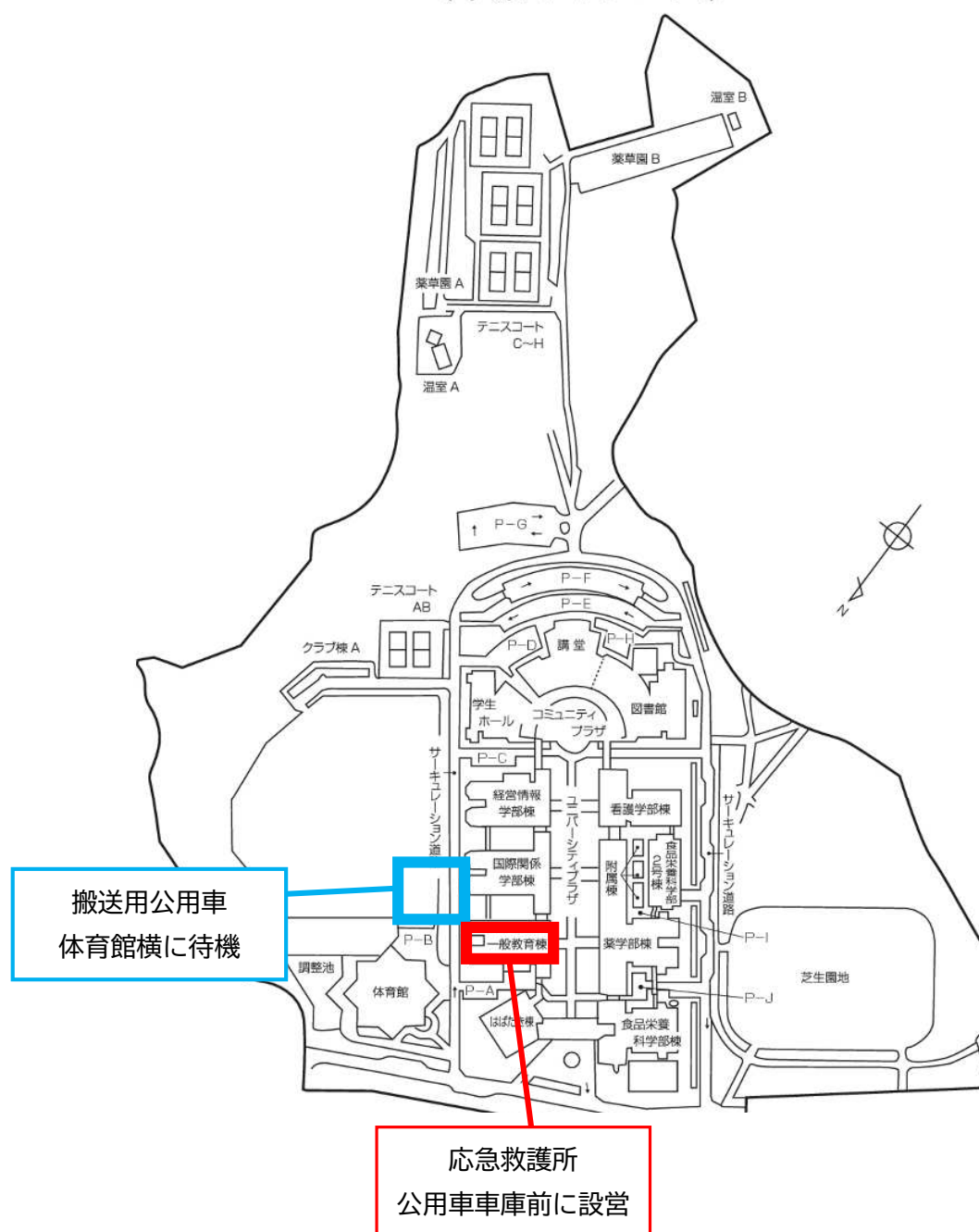
1 3 大規模災害時における負傷者の搬送

大規模な地震災害が発生したときは、地域の診療所は閉鎖され、小学校等の公共施設に救護所が開設される。救護所には地域の診療所の医師、歯科医師、薬剤師等が出動し、医療救護活動を行うことになっている。

また、手術が必要な人や入院治療が必要な人は、市立病院などの救護病院や災害拠点病院へ運ばれ、手術や治療を受けることになっている。(出典：静岡市HP)

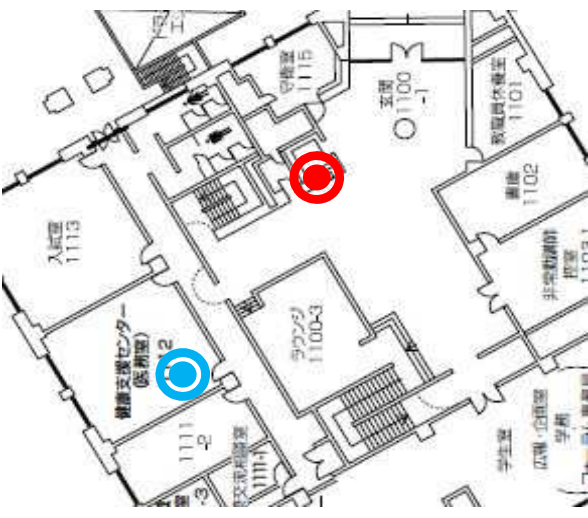
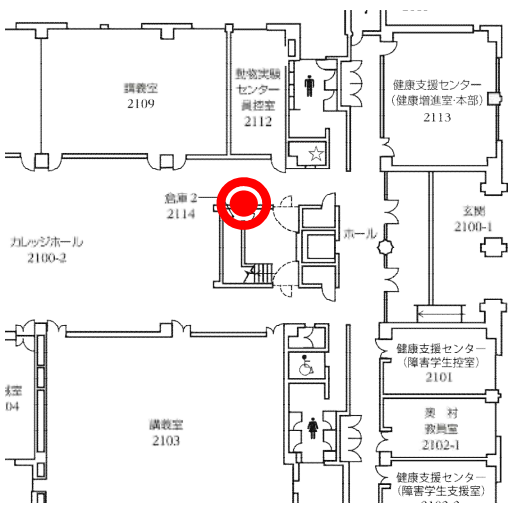
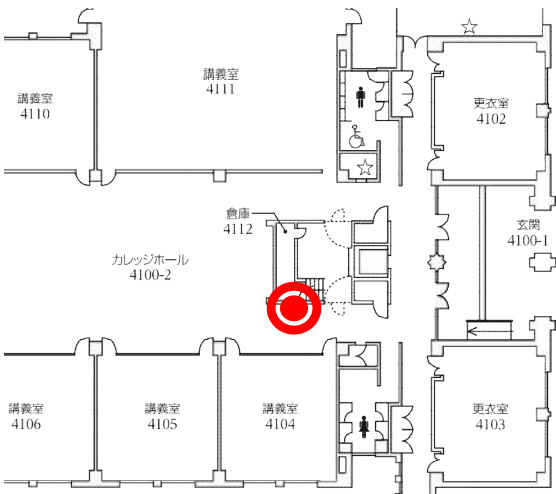
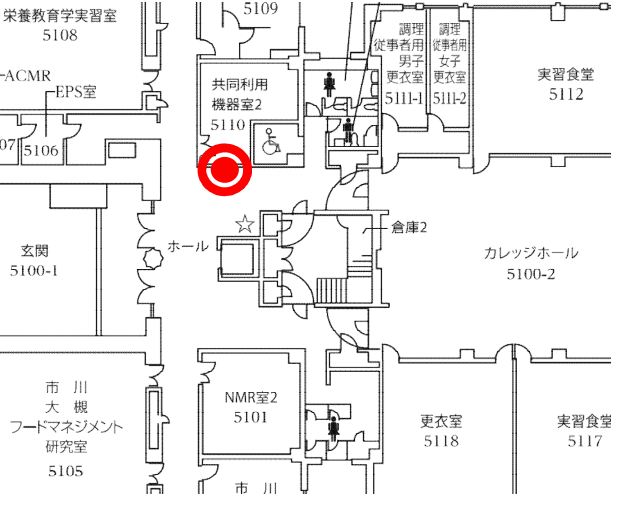
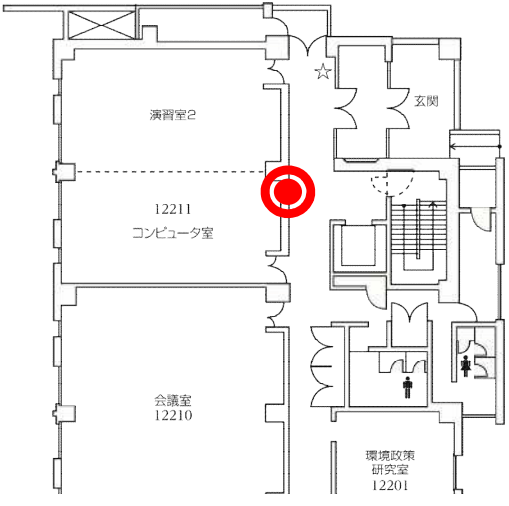
学内で負傷した者のうち、応急処置が必要な者は担架やベルカ等を用いて学内の応急救護所に搬送する。応急救護所で対応できない負傷者は、本学の公用車にて静岡市の救護所へ搬送する。

大学校舎等配置図
(草薙キャンパス)



1 草薙キャンパス 担架設置場所

担架（）9か所。ベルカ（）は、はばたき棟1階 医務室に設置

はばたき棟1F エレベーター付近	一般教育棟1F 階段付近
	
国際関係学部棟1F 階段付近	経営情報学部棟1F 階段付近
	
食品栄養科学部棟1F 階段付近	食品栄養科学部2号棟2F 玄関付近
	

薬学部棟 1 F 階段付近	看護学部棟 2 F 階段付近
学生ホール 1 F 階段付近	

2 担架組み立て時の注意点



①折りたたまれた担架を軽く開き、片側を床に置く。黒い持ち手の部分を掴んで、オレンジ色の布が広がるように少し開く。

②○部分の金具（長い方の辺）に足の裏を乗せ、体重をかけて強く踏み込む
※サンダル等だと怪我の恐れがあるため、防災靴やスニーカーで行ってください。

③反対側も同様に、金具（長い方の辺）に足の裏を乗せ、体重をかけて強く踏み込む

3 静岡市救護所と災害拠点病院草薙キャンパス

大規模災害時、軽症者は静岡市救護所へ、中等症者ならびに重症者は災害拠点病院へ搬送する。

(1) 静岡市救護所

清水第七中学校（草薙キャンパス最寄り、搬送時上り坂なし）

清水区草薙三丁目9-20

東源台小学校（草薙キャンパス最寄り、搬送時上り坂あり）

静岡市駿河区国吉田6丁目7-45

西豊田小学校（小鹿キャンパス最寄り）

静岡市駿河区曲金2丁目8-80

(2) 災害拠点病院

静岡済生会総合病院（両キャンパス最寄り）

静岡市駿河区小鹿1丁目1-1



4 搬送手段

静岡市救護所や災害拠点病院へ負傷者を搬送する際には、原則として公用車を使用する。公用車の通る道路状況を事前に確認するため自転車を使用する場合には、原則として公用自転車を使用する。

静岡市救護所や災害拠点病院までの道路を車で通ることが出来ない場合には、リヤカーや担架、戸板を用いて徒歩で搬送する。搬送に使用する用具は、負傷者の状態、怪我の部位により最も適切な物を選択する。徒歩で搬送する場合、進行方向に足を向け、頭側を担当する人が状態を観察する。

公用車の鍵 総務室キーボックス

公用自転車の鍵 出納室鍵置き場

5 搬送者

搬送は教職員、学生が協力して行う。徒歩で搬送することになった場合、搬送者は原則として負傷者を応急救護所に運んで来た者を充てるが、多人数で搬送した方が安定するため、状況に応じて搬送者を追加する。

